

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-333095

(P2006-333095A)

(43) 公開日 平成18年12月7日(2006.12.7)

(51) Int.C1.

HO4L 9/08 (2006.01)

F 1

HO4L 9/00 601C  
HO4L 9/00 601E

テーマコード(参考)

5J1O4

審査請求 未請求 請求項の数 20 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号

特願2005-154098 (P2005-154098)

(22) 出願日

平成17年5月26日 (2005.5.26)

(71) 出願人 504369959

深谷 博美

埼玉県上尾市大字上1114番地の5

(74) 代理人 100082223

弁理士 山田 文雄

(74) 代理人 100094282

弁理士 山田 洋資

(72) 発明者 深谷 博美

埼玉県上尾市大字上1114番地の5

F ターム(参考) 5J1O4 AA01 AA16 EA04 EA15 EA16  
EA18 JA03 NA02 NA37

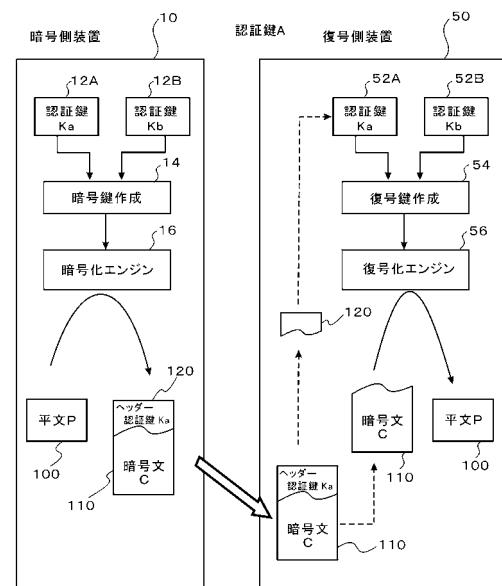
(54) 【発明の名称】暗号通信方法、暗号通信システム、暗号通信装置及び暗号通信プログラム

## (57) 【要約】

**【課題】** 特定の相手側機器のみで復号可能な暗号文により暗号通信を行うことができ、暗号文を受信する度に相手側の認証を行って交互認証を可能にし、送・受信データの暗号化・復号化処理を高速で行うことができる暗号通信方法を提供する。

**【解決手段】** 相手側機器認証鍵( $K_b$ )と自己の機器認証鍵( $K_a$ )を用いて作成した暗号・復号鍵を用いて秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う。互いに、送信するデータを暗号鍵を用いて暗号化した暗号文C(110)とし、この暗号文Cと共に送信側の機器認証鍵 $K_a$ のみを相手側に送信する。相手側電子機器(50)では、受信した暗号文C(110)に添付されていた相手側機器認証鍵( $K_a$ )と自己の機器認証鍵( $K_b$ )を用いて復号鍵を作成し、この復号鍵を用いて暗号文を復号する。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信方法において、以下のステップを備えることを特徴とする暗号通信方法：

a) 第1の電子機器において：

a-1) 送信側の第1の電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>と受信側の第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>とを組み合わせた暗号鍵K<sub>a b</sub>を作成し；

a-2) この暗号鍵を用いて送信データPを暗号文Cとし；

a-3) この暗号文Cと送信側電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>とを、第2の電子機器に送信し；

b) 暗号文を受信した第2の電子機器では、

b-1) 受信側電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>と暗号文Cに添付されていた送信側電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>とを用いて復号鍵K<sub>a b</sub>を作成し；

b-2) この復号鍵を用いて前記暗号文Cを復号する。

**【請求項 2】**

ステップa-1)で用いる第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>は、第2の電子機器から第1の電子機器に予め送信されたものを使用することを特徴とする請求項1の暗号通信方法。

**【請求項 3】**

前記機器認証鍵K<sub>b</sub>は、第2の電子機器から第1の電子機器に予め送信された暗号文に添付されていたものであることを特徴とする請求項2の暗号通信方法。

**【請求項 4】**

第2の電子機器から第1の電子機器に送信する場合には、ステップb-1)で作成された復号鍵を暗号鍵として用いて送信データを暗号化し、得られた暗号文を第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>を添付して第1の電子機器に送信することを特徴とする請求項1～3の暗号通信方法。

**【請求項 5】**

ステップb-1)の後に行われる第1の電子機器と第2の電子機器との間のデータ送受信は、互いに、送信データを前記暗号鍵を用いて暗号化した暗号文とし、この暗号文と共に送信側の機器認証鍵のみを相手側に送信し；

相手側電子機器では、受信した暗号文に添付されていた相手側機器認証鍵と自己の機器認証鍵を用いて復号鍵を作成し、この復号鍵を用いて暗号文を復号することを特徴とする請求項1～4の何れかの暗号通信方法。

**【請求項 6】**

前記機器認証鍵K<sub>a</sub>，K<sub>b</sub>は、それぞれの電子機器の識別情報、製造番号、製造日付を含む機器情報から選ばれた固有IDであることを特徴とする請求項1～5の暗号通信方法。

**【請求項 7】**

前記機器認証鍵K<sub>a</sub>，K<sub>b</sub>は、それぞれの電子機器に予め付与されたユニーク値であることを特徴とする請求項1～5の暗号通信方法。

**【請求項 8】**

前記暗号鍵K<sub>a b</sub>は、機器認証鍵K<sub>a</sub>，K<sub>b</sub>をパスフレーズとしてこれを連結したものであることを特徴とする請求項1～7の暗号通信方法。

**【請求項 9】**

前記ステップa-1)において、前記暗号鍵K<sub>a b</sub>は機器認証鍵K<sub>a</sub>，K<sub>b</sub>の他に暗号側利用者が入力したパスワードを組み合わせて作成され、前記ステップb-1)では、復号側利用者が入力したパスワードを組み合わせて前記復号鍵を作成することを特徴とする請求項1の暗号通信方法。

**【請求項 10】**

前記ステップa-1)において、暗号側利用者が入力したパスワードをさらに組み合わせて

10

20

30

40

50

前記暗号鍵  $K_{a,b}$  を作成し、前記ステップa-3) ではこのパスワードも含めて相手側第2の電子機器に送信し、前記ステップb-1) では復号側利用者が入力したパスワードと第1の電子機器から送信されたパスワードとが一致することを条件として、前記機器認証鍵  $K_a$ 、 $K_b$  とパスワードとを用いて前記復号鍵を作成することを特徴とする請求項1の暗号通信方法。

#### 【請求項11】

前記ステップa-1)において、復号側利用者と共有する共有キーと乱数とをさらに組み合わせて前記暗号鍵を作成し、前記ステップa-3) ではこの前記乱数も含めて相手側第2の電子機器に送信し、10

前記ステップb-1)において、提供された前記乱数と、復号側第2の電子機器が所持する共有キーとを組み合わせて前記復号鍵を作成することを特徴とする請求項1の暗号通信方法。

#### 【請求項12】

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する第1の電子機器と第2の電子機器との間で秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信システムにおいて：

前記第1の電子機器は、

第1の電子機器の固有ID又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第1機器認証鍵  $K_a$  を記憶する第1機器認証鍵記憶手段と；20

第2の電子機器から提供された第2の電子機器固有の第2機器認証鍵  $K_b$  を読み取る第2機器認証鍵読み取手段と；

第1機器認証鍵  $K_a$  と第2機器認証鍵  $K_b$  とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；

得られた暗号鍵を用いて、送信データPを暗号文Cに暗号化する暗号化手段と；

得られた暗号文Cを第1機器認証鍵  $K_a$  を含む属性情報と共に第2の電子機器に送信する送信手段とを備え；20

前記第2の電子機器は、

第2の電子機器の固有ID又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された前記第2機器認証鍵  $K_b$  を記憶する第2機器認証鍵記憶手段と；

第1の電子機器から送信された暗号文Cに添付された属性情報から第1機器認証鍵  $K_a$  を読み取る第1機器認証鍵読み取手段と；30

読み取られた第1機器認証鍵  $K_a$  と自己の第2機器認証鍵  $K_b$  とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；

得られた復号鍵を用いて、第1の電子機器から提供された暗号文Cを復号化して平文の送信データPを得る復号化手段と；

を備えることを特徴とする暗号通信システム。40

#### 【請求項13】

相手側電子機器に送る送信データを秘密鍵暗号アルゴリズムにより暗号化して送信し、また相手側電子機器から受信した暗号文を復号化する暗号通信装置において：

電子機器の固有ID又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第1機器認証鍵  $K_a$  を記憶する機器認証鍵記憶手段と；

相手側電子機器から提供された相手側電子機器固有の第2機器認証鍵  $K_b$  を読み取る機器認証鍵読み取手段と；

第1機器認証鍵  $K_a$  と第2機器認証鍵  $K_b$  とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；

得られた暗号鍵を用いて、送信データPを暗号文Cに暗号化する暗号化手段と；

得られた暗号文Cを第1機器認証鍵  $K_a$  を含む属性情報と共に相手側電子機器に送信し、また相手側電子機器から送信された暗号文と相手側機器認証鍵を含む属性情報を受信する送・受信手段と；

第1機器認証鍵  $K_a$  と第2機器認証鍵  $K_b$  とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；50

得られた復号鍵を用いて、相手側電子機器から提供された暗号文 C' を平文の送信データ P' に復号化する復号化手段；  
を備えることを特徴とする暗号通信装置。

【請求項 14】

前記暗号通信装置が、利用者の端末装置に着脱可能な外部暗号通信装置として構成されていることを特徴とする請求項 13 の暗号通信装置。

【請求項 15】

利用者の電子機器に着脱可能な外部暗号通信装置であって、相手側電子機器に送る送信データを秘密鍵暗号アルゴリズムにより暗号化して送信し、また相手側電子機器から受信した暗号文を復号化する外部暗号通信装置において：

外部暗号化通信装置の固有 ID 又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第 1 機器認証鍵 K a を記憶する機器認証鍵記憶手段と；

相手側電子機器から提供された相手側電子機器固有の第 2 機器認証鍵 K b を読取る機器認証鍵読み取り手段と；

第 1 機器認証鍵 K a と第 2 機器認証鍵 K b とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；

得られた暗号鍵を用いて、送信データ P を暗号文 C に暗号化する暗号化手段と；

得られた暗号文 C を第 1 機器認証鍵 K a を含む属性情報と共に相手側電子機器に送信すること、また相手側電子機器から送信された暗号文 C' と相手側機器認証鍵を含む属性情報を受信することを、当該外部暗号化通信装置を接続した電子機器に指示する送・受信指示手段と；

第 1 機器認証鍵 K a と第 2 機器認証鍵 K b とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；

得られた復号鍵を用いて、相手側電子機器から提供された暗号文 C' を平文 P' に復号化する復号化手段；

とを備えることを特徴とする外部暗号通信装置。

【請求項 16】

利用者の電子機器に着脱可能な外部暗号通信装置であって、相手側電子機器に送る送信データを秘密鍵暗号アルゴリズムにより暗号化して送信し、また相手側電子機器から受信した暗号文を復号化する外部暗号通信装置において：

電子機器の固有 ID 又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第 1 機器認証鍵 K a を記憶する機器認証鍵記憶手段と；

相手側電子機器から提供された相手側電子機器固有の第 2 機器認証鍵 K b を読取る機器認証鍵読み取り手段と；

第 1 機器認証鍵 K a と第 2 機器認証鍵 K b とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；

得られた暗号鍵を用いて、送信データ P を暗号文 C に暗号化する暗号化手段と；

得られた暗号文 C を第 1 機器認証鍵 K a を含む属性情報と共に相手側電子機器に送信すること、また相手側電子機器から送信された暗号文 C' と相手側機器認証鍵 K b を含む属性情報を受信することを、当該外部暗号化通信装置を接続した電子機器に指示する送・受信指示手段と；

第 1 機器認証鍵 K a と第 2 機器認証鍵 K b とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；

得られた復号鍵を用いて、相手側電子機器から提供された暗号文 C' を平文 P' に復号化する復号化手段；

とを備えることを特徴とする外部暗号通信装置。

【請求項 17】

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて；

送信側電子機器の機器認証鍵と受信側電子機器の機器認証鍵とを用いて暗号鍵を作成し

10

20

30

40

50

;

この暗号鍵で送信データを暗号化して暗号文を作成し；

この暗号文と送信側電子機器の機器認証鍵とを相手側電子機器に送信することを特徴とする暗号通信プログラム。

#### 【請求項 18】

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて；

受信した暗号文に添付された送信側電子機器の機器認証鍵と受信側電子機器の機器認証鍵とを用いて復号鍵を作成し；

この復号鍵を用いて暗号文を復号することを特徴とする暗号通信プログラム。 10

#### 【請求項 19】

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて；

送信時には：

送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と受信側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを用いて暗号鍵  $K_{ab}$  を作成するステップと；

この暗号鍵  $K_{ab}$  で送信データ  $P$  を暗号化して暗号文  $C$  を作成し；

この暗号文  $C$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを相手側電子機器に送信し；

受信時には、

相手側電子機器から受信した暗号文  $C'$  に添付された相手側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  と受信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを用いて復号鍵  $K_{ab}$  を作成し； 20

この復号鍵  $K_{ab}$  を用いて暗号文  $C'$  を復号することを特徴とする暗号通信プログラム。

#### 【請求項 20】

それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムであって、以下の各ステップを備えることを特徴とする暗号通信プログラム：

a) 送信側の第 1 の電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と受信側の第 2 の電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを組み合わせた暗号鍵  $K_{ab}$  を作成し；

b) この暗号鍵  $K_{ab}$  を用いて送信データ  $P$  を暗号文  $C$  とし； 30

c) この暗号文  $C$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを、第 2 の電子機器に送信し；

d) 相手側の第 2 の電子機器から暗号文  $C'$  と相手側の機器認証鍵  $K_b$  とを受信し；

e) 受信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを用いて復号鍵  $K_{ba}$  を作成し；

f) この復号鍵  $K_{ba}$  を用いて前記暗号文  $C'$  を復号する。 30

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【技術分野】

##### 【0001】

本発明は、暗号通信方法及びシステムに関する。さらに詳しくは、機器固有の機器認証鍵を持つ電子機器の間で秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信方法及びシステムに関するものである。さらに、この暗号通信方法に用いる暗号通信装置、外部暗号通信装置、暗号通信プログラムに関するものである。 40

##### 【背景技術】

##### 【0002】

インターネットに代表される情報伝達手段の発展に伴い、通信ネットワークを介したデータの送受信が広く行われている。これに伴い、情報の漏洩、改竄、成りすましを防止するための種々のデータ暗号通信方式が提案されている。この暗号通信では通信されるデータが暗号化する際には、必ず暗号鍵を指定する。共通鍵暗号方式は、平文を暗号化する暗号鍵と暗号文を平文に復号化する復号鍵と同じ共通鍵とするもので、暗号化アルゴリズムと復号化アルゴリズムは対称性を有するため、暗号化、復号化の処理速度に優れる。 50

かし、事前に何らかの方法を用いて「鍵」を受信者側に手渡しておく必要があり、万一、その時点で第三者に「鍵」が漏れてしまえば、その後の暗号を全て解読されてしまう危険性が高くなる。又、多数の相手に対して同様の暗号化通信を行う場合、相手の数だけ鍵を用意する必要がある。

#### 【0003】

近年では、公開鍵と秘密鍵という異なった2種類に鍵のペアによって暗号化、復号化を行う公開鍵暗号方式による暗号通信も行われている。これは、相手側の公開鍵を用いて暗号化したデータを相手に送り、相手は送られた暗号文を自分の秘密の秘密鍵で復号化するもので、この秘密鍵を持っていない他人には、この暗号文を解読できない。1つの鍵を公開しておけば、誰にでもその鍵を使ってもらうことが出来、多数の相手とのやり取りを行う場合でも、自分の秘密鍵だけを管理しておけば良く、鍵の管理が煩雑になることはない点で優れている。しかし暗号化アルゴリズムと復号化アルゴリズムが非対称であり、数学的に難しい処理が多くなるため、高速処理が難しくなる。このため、ネット上で暗号化したコンテンツなどを受信者に送りリアルタイムに復号化することが要求される互通通信の場合や、データ量が非常に大きい場合には向いていないという問題があった。特にメモリ量が制限される携帯型端末では、十分な処理速度を得るのが難しいという問題があった。

#### 【0004】

また、安全な通信のためには通信相手の認証が必要となる。通常は、通信開始の前に通信相手の認証を、ユーザーID、パスワードによる認証手続で行ったり、電子署名によって行ったりする。しかし、このようなID、パスワード、電子署名なども一度漏洩すれば、成りすましを防止することはできない。通信開始時の認証だけではなく、暗号化データを交互に送受信する度に、相手側を認証することが望ましい。

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0005】

本発明は、このような状況に鑑みなされたものであり、特定の相手側機器のみで復号可能な暗号文により暗号通信を行うことができ、暗号文を受信する度に相手側の認証を行って交互認証を可能にし、送・受信データの暗号化・復号化処理を高速で行うことができる暗号通信方法を提供することを第1の目的とする。

#### 【0006】

又、この暗号通信方法に用いる暗号通信システムを提供することを第2の目的とし、この暗号通信方法に用いる暗号通信装置を提供することを第3の目的とする。さらに本発明は、この暗号通信方法に用いる暗号通信プログラムを提供することを第4の目的とする。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0007】

本発明の第1の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信方法において、以下のステップを備えることを特徴とする暗号通信方法：

a) 第1の電子機器において：

- a-1) 送信側の第1の電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>と受信側の第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>とを組み合わせた暗号鍵K<sub>a b</sub>を作成し；
  - a-2) この暗号鍵を用いて送信データPを暗号文Cとし；
  - a-3) この暗号文Cと送信側電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>とを、第2の電子機器に送信し；
- b) 暗号文を受信した第2の電子機器では、
- b-1) 受信側電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>と暗号文Cに添付されていた送信側電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>とを用いて復号鍵K<sub>a b</sub>を作成し；
  - b-2) この復号鍵を用いて前記暗号文Cを復号する、  
により達成される。

#### 【0008】

10

20

30

40

50

すなわち、本発明の暗号通信方法は、送信データ（平文P）を暗号化する暗号鍵と、暗号文Cを平文Pに復号する復号鍵とを同じ共通のものとするものであり、暗号化エンジン、復号化エンジンは対称的なものとなり、高速処理を行うことができる。但し、暗号鍵K<sub>a b</sub>は、送信側の第1の電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>と、相手の受信側の第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>とを組み合わせて作成される。受信側の第2の電子機器では、暗号文Cに添付された送信側電子機器の機器認証鍵K<sub>a</sub>と、受信側電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>とを用いて復号鍵K<sub>a b</sub>を作成する。この復号鍵K<sub>a b</sub>により受信した暗号文Cを復号する。暗号文Cが復号できれば、暗号化したデータを送信した相手側は受信側機器認証鍵K<sub>b</sub>を用いて暗号鍵K<sub>a b</sub>を作成したことが分かり、相手側を認証することができる。これにより送信データの暗号通信と送信側電子機器の認証とを同時におこなうことができるようになしたものである。

10

## 【0009】

送信側の第1の電子機器が暗号鍵作成に使用する受信側電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>は、暗号通信開始時は、受信側の第2の電子機器から予め送信側第1の電子機器に送信・配付されたものを使用する（請求項2）。この機器認証鍵K<sub>b</sub>は第2の電子機器から第1の電子機器に送信された暗号文に添付されたものでもよい（請求項3）。

20

## 【0010】

暗号通信が開始された後の返信は、受信側電子機器（第2の電子機器）で暗号文復号化に使用した復号鍵K<sub>a b</sub>を用いて返信データを暗号化し、この暗号文に第2の電子機器の機器認証鍵K<sub>b</sub>を添付して第1の電子機器に送信する（請求項4）。返信暗号文を受信した第1の電子機器は、自己の機器認証鍵K<sub>a</sub>を返信暗号文に添付されていた相手側機器認証鍵K<sub>b</sub>と組み合わせて再度復号鍵K<sub>a b</sub>を作成し、この復号鍵で返信暗号文を復号化する。暗号文を復号できれば、この返信暗号文を作成した電子機器は、前回暗号文を送信した相手側電子機器であることを認証することができる。

20

## 【0011】

このように一度暗号通信が開始された後に行われる第1の電子機器と第2の電子機器との間のデータ送受信は、互いに、送信データを前記暗号鍵を用いて暗号化した暗号文とし、この暗号文と共に送信側の機器認証鍵のみを相手側に送信する。相手側電子機器では、受信した暗号文に添付されていた相手側機器認証鍵と自己の機器認証鍵を用いて復号鍵を作成し、この復号鍵を用いて暗号文を復号する（請求項5）。これにより、暗号文を送信してきた相手側が、直前にこちらから送信した相手側であると認証することができる。すなわち、互通通信ごとに互通認証を行いながら暗号通信を行うことができる。

30

## 【0012】

機器認証鍵は、暗号通信を行う当該電子機器の機器固有のID又は識別情報を用いて作成されたものであり、例えば、CPUそれ自体に書き込まれている識別番号、製造番号、製造日付などの固有の機器情報を固有IDとして使用することができる（請求項6）。CPU等の集積回路やネットワーク機器は、互いを認識するための機器識別IDがあり、これらをユニークIDとして、これから、機器認証鍵を作成することができる。また、電子機器のフラッシュメモリーなどに付与したユニーク値を機器認証鍵としてもよい（請求項7）。

40

## 【0013】

暗号鍵K<sub>a b</sub>は、機器認証鍵K<sub>a</sub>、K<sub>b</sub>を、例えばパスフレーズとしてこれを連結したものとすることができます（請求項8）。

## 【0014】

暗号鍵K<sub>a b</sub>は、機器認証鍵K<sub>a</sub>、K<sub>b</sub>の他に暗号側利用者が入力したパスワードを組み合わせて作成してもよく、この場合には、復号側利用者がパスワードを入力して復号鍵K<sub>a b</sub>を作成することになる（請求項9、10）。

## 【0015】

暗号側利用者（装置）と復号側利用者（装置）とで共有する共有キー用いる場合には、この共有キーとさらに乱数とを組み合わせて暗号鍵を作成してもよい。この場合には、乱

50

数を含めて復号側電子機器に送信し、復号側電子機器では、提供された乱数と、復号側電子機器が所持する共有キーとを組み合わせて復号鍵を作成する（請求項 1 1）。

#### 【 0 0 1 6 】

交互暗号通信を行う電子機器は、互いに通信ネットワークを介して送受信可能な端末とすることができる、又何れか一方、或いは両方ともネットワークサーバとすることができます。暗号文と機器認証鍵は通信ネットワークを介して暗号側通信装置（例えばサーバ）から復号側通信装置（例えばクライアント端末）へ配布される。これにより、コンテンツを暗号化した暗号文を特定のクライアント端末のみで復号可能な暗号化データとして配信することができる。

#### 【 0 0 1 7 】

本発明の第 2 の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する第 1 の電子機器と第 2 の電子機器との間で秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信システムにおいて：

前記第 1 の電子機器は、

第 1 の電子機器の固有 ID 又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> を記憶する第 1 機器認証鍵記憶手段と；

第 2 の電子機器から提供された第 2 の電子機器固有の第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> を読取る第 2 機器認証鍵読取手段と；

第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> と第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；

得られた暗号鍵を用いて、送信データ P を暗号文 C に暗号化する暗号化手段と；

得られた暗号文 C を第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> を含む属性情報と共に第 2 の電子機器に送信する送信手段とを備え；

前記第 2 の電子機器は、

第 2 の電子機器の固有 ID 又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された前記第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> を記憶する第 2 機器認証鍵記憶手段と；

第 1 の電子機器から送信された暗号文 C に添付された属性情報から第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> を読取る第 1 機器認証鍵読取手段と；

読取られた第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> と自己の第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；

得られた復号鍵を用いて、第 1 の電子機器から提供された暗号文 C を復号化して平文の送信データ P を得る復号化手段と；

を備えることを特徴とする暗号通信システム、

により達成される（請求項 1 2）。

#### 【 0 0 1 8 】

さらに本発明の第 3 の目的は、相手側電子機器に送る送信データを秘密鍵暗号アルゴリズムにより暗号化して送信し、また相手側電子機器から受信した暗号文を復号化する暗号通信装置において：電子機器の固有 ID 又は予め付与されたユニーク値を用いて作成された第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> を記憶する機器認証鍵記憶手段と；相手側電子機器から提供された相手側電子機器固有の第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> を読取る機器認証鍵読取手段と；第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> と第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを用いて暗号鍵を作成する暗号鍵作成手段と；得られた暗号鍵を用いて、送信データ P を暗号文 C に暗号化する暗号化手段と；得られた暗号文 C を第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> を含む属性情報と共に相手側電子機器に送信し、また相手側電子機器から送信された暗号文と相手側機器認証鍵を含む属性情報を受信する送・受信手段と；第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> と第 2 機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを用いて復号鍵を作成する復号鍵作成手段と；得られた復号鍵を用いて、相手側電子機器から提供された暗号文 C' を平文の送信データ P' に復号化する復号化手段を備えることを特徴とする暗号通信装置により達成される。

#### 【 0 0 1 9 】

暗号化装置認証鍵（第 1 機器認証鍵 K<sub>a</sub> ）を含む属性情報を暗号文に付加する属性情報付加手段を設けるのが好ましい態様である。また、暗号鍵作成手段に、暗号化装置認証鍵

10

20

30

40

50

(第1機器認証鍵K<sub>a</sub>)と復号化装置認証鍵(第2機器認証鍵K<sub>b</sub>)とを組み合わせて逆変換不能の疑似乱数を作成する疑似乱数作成エンジンを備えさせ、作成された疑似乱数を用いて暗号鍵を作成するものとすれば、より複雑安全な暗号鍵K<sub>a</sub> bを作成することができる。

#### 【0020】

この暗号通信装置は、利用者の端末装置に着脱可能な外部暗号化装置として構成してもよく、例えばUSBメモリー、SDメモリやI Cカードなどの記憶媒体に各構成手段をプログラムで構成した態様とすることができます(請求項14)。これにより、利用者が外部暗号通信装置装置を自分の端末装置から外しておくことにより、他人が当該利用者の端末を利用して当該利用者に成りすましたデータ送受信を行うことを防止できる。又、出先の端末装置に自分の外部暗号化装置を装着することにより、データの暗号通信を行うことができる。

#### 【0021】

送・受信手段を持たない外部暗号通信装置とした場合には、送・受信手段に代えて、暗号文Cを第1機器認証鍵K<sub>a</sub>を含む属性情報と共に相手側電子機器に送信すること、また相手側電子機器から送信された暗号文C' と相手側機器認証鍵を含む属性情報を受信することを、当該外部暗号化通信装置を接続した電子機器に指示する送・受信指示手段を設けることができる。これにより外部暗号通信装置を装着した電子機器(例えばパソコン)の送受信端末を介して暗号通信を行うことが可能となる(請求項15)。

#### 【0022】

また、外部暗号通信装置で使用する第1機器認証鍵K<sub>a</sub>は、この外部暗号通信装置を装着する電子機器の固有ID又はこの電子機器に予め付与されたユニーク値を用いて作成されたものであってもよい(請求項16)。

#### 【0023】

また、暗号通信装置の各手段(暗号鍵・復号鍵作成手段と暗号化・復号化手段)を論理回路として構成した集積回路(LSI等)とし、機器認証鍵作成に使用する固有IDはこの集積回路の製造番号または当該集積回路固有の識別情報としてもよい。又、これら各手段をプログラムとして構成してもよい。

#### 【0024】

本発明の第4の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて;

送信側電子機器の機器認証鍵と受信側電子機器の機器認証鍵とを用いて暗号鍵を作成し;

この暗号鍵で送信データを暗号化して暗号文を作成し;

この暗号文と送信側電子機器の機器認証鍵とを相手側電子機器に送信することを特徴とする暗号通信プログラム、

により達成される(請求項17)。

#### 【0025】

また本発明の第4の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて;

受信した暗号文に添付された送信側電子機器の機器認証鍵と受信側電子機器の機器認証鍵とを用いて復号鍵を作成し;

この復号鍵を用いて暗号文を復号することを特徴とする暗号通信プログラム、  
により達成される(請求項18)。

さらに本発明の第4の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムにおいて;

送信時には:

10

20

30

40

50

送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と受信側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを用いて暗号鍵  $K_{ab}$  を作成するステップと；

この暗号鍵  $K_{ab}$  で送信データ  $P$  を暗号化して暗号文  $C$  を作成し；

この暗号文  $C$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを相手側電子機器に送信し；

受信時には、

相手側電子機器から受信した暗号文  $C'$  に添付された相手側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  と受信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを用いて復号鍵  $K_{ba}$  を作成し；

この復号鍵  $K_{ba}$  を用いて暗号文  $C'$  を復号することを特徴とする暗号通信プログラム、によっても達成される（請求項 19）。

#### 【0026】

また本発明の第 4 の目的は、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、秘密鍵暗号アルゴリズムにより送信データの暗号・復号化を行う暗号通信プログラムであって、以下の各ステップを備えることを特徴とする暗号通信プログラム：

a) 送信側の第 1 の電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と受信側の第 2 の電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを組み合わせた暗号鍵  $K_{ab}$  を作成し；

b) この暗号鍵  $K_{ab}$  を用いて送信データ  $P$  を暗号文  $C$  とし；

c) この暗号文  $C$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  とを、第 2 の電子機器に送信し；

d) 相手側の第 2 の電子機器から暗号文  $C'$  と相手側の機器認証鍵  $K_b$  とを受信し；

e) 受信側電子機器の機器認証鍵  $K_a$  と送信側電子機器の機器認証鍵  $K_b$  とを用いて復号鍵  $K_{ba}$  を作成し；

f) この復号鍵  $K_{ba}$  を用いて前記暗号文  $C'$  を復号する、

により達成される（請求項 20）。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0027】

以下、本発明の実施形態について図面を参照して説明する。図 1 は本発明の暗号通信方法の概念図、図 2 は暗号側通信装置（第 1 の電子機器）の実施形態を示す概念図、図 3 は復号側通信装置（第 2 の電子機器）の実施形態を示す概念図である。

#### 【0028】

これらの図において、符号 10 は暗号側通信装置（第 1 の電子機器）であり、50 は復号側通信装置（第 2 の電子機器）である。暗号側通信装置 10 は、暗号側装置認証鍵（第 1 機器認証鍵） $K_a$  を記憶する機器認証鍵記憶手段 12A と、復号側装置認証鍵（第 2 機器認証鍵） $K_b$  を読み取る機器認証鍵読み取り手段 12B と、暗号鍵作成手段 14 と暗号化手段 16 とを備える。復号側通信装置 50 は、相手側通信装置から受信した暗号文 110 に添付された相手側の第 1 機器認証鍵  $K_a$  を読み取る機器認証鍵読み取り手段 52A と、復号側装置の機器認証鍵（第 2 機器認証鍵） $K_b$  を記憶する機器認証鍵記憶手段 52B と、復号鍵作成手段 54 と復号化手段 56 とを備える。

#### 【0029】

暗号側装置 10 の機器認証鍵記憶手段 12A は、暗号側装置 10 の固有 ID を用いて作成された暗号側装置固有の機器認証鍵  $K_a$  を記憶する。この固有 ID とは、当該機器固有の ID 又は識別情報であり、例えば、CPU それ自体に書き込まれている製造番号（シリアルナンバー）やネットワーク機器に互いを認識するための付されている機器識別 ID などの固有の識別コード（ユニーク ID）を使用する。この固有 ID を例えれば暗号化したものを機器認証鍵として用いる。或いは、電子機器のフラッシュメモリーなどに予め付与されたユニーク値を機器認証鍵としてもよい。このようなユニーク値として、製品番号や製造日付、電子機器を始動した日付、時間など、さらに任意の英数字を組み合わせたものを用いることができる。このようなユニーク値は、例えば USB メモリ、フラッシュメモリーのコントローラ領域（一回だけ書き込み可能）に書き込むことにより付与する。復号化装置 50 の機器認証鍵  $K_b$  も、同様にして復号化装置 50 の固有 ID を用いて作成されたものが第 2 の機器認証鍵記憶手段 52B に記憶される。

#### 【0030】

10

20

30

40

50

暗号文作成の際には、暗号側通信装置 10 は暗号鍵作成手段 14 を用いて、自らの認証鍵 K<sub>a</sub> と相手側の復号側通信装置 50 の機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを用いて暗号鍵 K<sub>a b</sub> を作成する。作成された暗号鍵を用いて平文 P (100) を暗号化して暗号文 C (110) を作成し、これに属性情報 120 を例えればヘッダーとして添付する。属性情報には暗号鍵作成に使用した機器認証鍵 K<sub>a</sub> を含めておく。暗号文 C を受信した相手の復号側通信装置 50 は属性情報 120 から、暗号化装置 10 が暗号鍵作成に使用した認証鍵 K<sub>a</sub> を読み取り、自己の機器認証鍵 K<sub>b</sub> と組み合わせて復号鍵作成手段 54 により復号鍵 K<sub>a b</sub> を作成する。作成された復号鍵 K<sub>a b</sub> は暗号化に用いられた暗号鍵 K<sub>a b</sub> と同じものとなる。この復号鍵を用いて復号化エンジン 56 により暗号文 C を復号して平文 P とする。

## 【0031】

10

図 2 により、暗号側電子機器 10 内での暗号化処理の流れをより具体的に説明する。暗号鍵作成手段 14 は、疑似乱数作成手段 18、キー作成手段 20、暗号鍵作成エンジン 22、秘密鍵記憶手段 24、乱数発生エンジン 26 とを備えている。疑似乱数作成手段 18 は、暗号化装置の機器認証鍵 K<sub>a</sub> と復号化装置の機器認証鍵 K<sub>b</sub> とを組み合わせて逆変換不能の疑似乱数を作成するものであり、Hash 関数を用いることができる。例えば、認証鍵 K<sub>a</sub> が「A101」であり、認証鍵 K<sub>b</sub> が「B202」で表せる場合には、これらをパスフレーズとしてタンデムに連結した「A101B202」を hash 関数で処理して疑似乱数を求める。求められた疑似乱数を、キーボードなど外部入力手段 28 で入力されたパスワードと秘密鍵記憶手段 24 に記憶された秘密鍵と組み合わせ、キー作成手段 20 によりキー(X)を作成する。このキー(X)は、疑似乱数、パスワード、秘密鍵を単に連結したものでもよいし、加減乗除したものでもよい。秘密鍵は、暗号化装置利用者と復号化装置利用者を企業内や、特定のグループに属するものに限定する場合に使用するグループ情報であり、同一グループに属する相手側通信装置 50 にも秘密鍵記憶手段 62 に同じ秘密鍵を記憶しておく(図 3 参照)。

20

## 【0032】

作成されたキー(X)は、暗号鍵作成エンジン 22 により、共有キー(Y)と乱数(Z)と組み合わせられ、暗号鍵(X・Y・Z)が作成される。共有キー(Y)は、復号化装置 50 にも同じものが記憶されている。但し、乱数は暗号文作成の度に異なる数字となるように、乱数発生エンジン 26 により作成されたものを使用する。暗号鍵(X・Y・Z)は、X、Y、Z を連結しただけのものでもよいし、或いは適当なアルゴリズムにより数学的処理を行ったものでもよい。

30

## 【0033】

作成された暗号鍵(X・Y・Z)を K<sub>a b</sub> として用いて、暗号化エンジン 16 により平文 P (100) を暗号化し暗号文 C (110) が作成される。さらに、属性情報付加手段 30 が、暗号化装置の機器認証鍵 K<sub>a</sub>、パスワード、乱数(Z)を属性情報 120 として暗号文 C (110) に添付する。こうして作成された暗号文と属性情報とが復号化装置 50 に送信される。なお、属性情報 120 は、暗号文 110 のヘッダーとしてもよいが、暗号文内部に潜在させ、その存在箇所、或いは存在自体が復号化装置以外からは分からないようにすることもできる。

40

## 【0034】

次に、暗号文を受信した復号側電子機器 50 内での復号化処理の流れを図 3 により説明する。復号鍵作成手段 54 は、疑似乱数作成手段 58、キー作成手段 60、復号鍵作成エンジン 62、秘密鍵記憶手段 64 とを備えている。これらは、暗号化装置 10 の疑似乱数作成手段 18、キー作成手段 20、暗号鍵作成エンジン 22、秘密鍵記憶手段 24 と同じものである。乱数発生エンジンを使用しない点のみが暗号鍵作成手段 14 と異なる。復号化エンジン 56 は暗号化エンジン 16 と対称アルゴリズムのものである。復号化装置 50 が暗号化装置 10 と異なるその他の点は、属性情報読み取り手段 66 を備えている点である。

## 【0035】

暗号化装置 10 で作成された暗号文 C (110) とその属性情報 120 を受け取った復

50

号化装置 50 は、その属性情報読取手段 66、機器認証鍵読取手段 52A により、属性情報内に格納された暗号化装置の機器認証鍵 K<sub>a</sub> を読取る。

#### 【 0 0 3 6 】

この機器認証鍵 K<sub>a</sub> と機器認証鍵記憶手段 52B に記憶されていた暗号化装置の機器認証鍵 K<sub>a</sub> とを組み合わせて、疑似乱数を作成する。使用する疑似乱数作成手段 58 は暗号化装置 10 の疑似乱数作成手段 18 と同じものであるから、作成される疑似乱数は暗号化装置 10 で作成されていた疑似乱数と同じものとなる。以下、パスワード入力手段（キーボードなど）70 から入力されたパスワード、秘密鍵記憶手段 64 に記憶されている秘密鍵を用いてキー作成手段 60 によってキー（X）を作成する。属性情報読み取り手段 66 で属性情報 120 に格納されていた乱数（Z）を読み取り、復号鍵作成エンジン 62 は、キー（X）、共有キー（Y）、乱数（Z）を組み合わせて復号鍵（X・Y・Z）を作成する。入力されたパスワードが正しければ、そして秘密鍵が暗号化装置のものと同じであれば、最終的に作成される復号鍵は、暗号鍵と同じものとなり、暗号化エンジン 58 により暗号文 110 を平文に復号することができる。10

#### 【 0 0 3 7 】

以上の暗号化装置（第 1 の電子機器）、復号化装置（第 2 の電子機器）の構成手段は、プログラムとして構成してもよく、又論理回路として構成した LSI などの集積回路とすることもできる。又、暗号化装置、復号化装置は、利用者の端末に着脱可能とした外部装置としてもよい。外部装置として USB メモリー、SD カード、IC カードなどの記憶媒体を用い、各構成手段をプログラムで構成することができる。暗号化エンジン、復号化エンジンが複雑な処理を要求されない対称アルゴリズムであるので、メモリ量が少ない外部装置でも高速処理が可能となる。20

#### 【 0 0 3 8 】

暗号化装置と復号化装置の各構成要素をまとめて暗号化・復号化装置としてもよい。暗号化する平文は発信者と送信者間で通信されるデータであればよく、例えば、コンテンツを配信する場合に、特定の復号化装置を持つ受信者のみが復号できる暗号文として配信することができる。

#### 【 0 0 3 9 】

次に、電子機器（通信装置）間で交互に暗号通信を行う工程について、第 4 ~ 7 図により詳細に説明する。第 4 図は暗号側通信装置（第 1 の電子機器）としてのクライアント端末と復号側通信装置（第 2 の電子機器）としてのサーバとの間で行われる 1 回目の認証工程を示す概念図であり、クライアント端末における送信データ暗号化工程と、暗号文を受信したサーバにおけるデータ復号化工程を示す。第 5 図は、サーバからの再認証工程を示す概念図であり、サーバにおける送信データ暗号化工程と、暗号文を受信したクライアント端末におけるデータ復号化工程を示す。第 6 図は、暗号通信開始時に電子機器間で行われる認証工程のシーケンスを示す図である。第 7 図は、認証後にも送受信ごとに交互に機器認証を行いながらの暗号通信を行うシーケンスを示す図である。30

#### 【 0 0 4 0 】

まず第 1 の電子機器（クライアント端末）10 から第 2 の電子機器（サーバ）50 に接続要求の通信を行う（図 6、ステップ 102）。第 4 図に示すように、サーバ 50 は平文作成手段により任意の平文 P を作成し、第 2 機器認証鍵記憶手段 12B' から読み出したサーバ機器認証鍵 K<sub>b</sub> と共に、送受信手段 80' から、クライアント 10 の送受信手段 80 に送信する（第 6 図、ステップ S104）。この段階では、平文 P は暗号化されていない。40

#### 【 0 0 4 1 】

クライアント端末 10 の第 2 機器認証鍵読取手段 12B は受信したサーバ機器認証鍵 K<sub>b</sub> を読み取り、得られたサーバ機器認証鍵 K<sub>b</sub> と第 1 機器認証鍵記憶手段 12A に記憶されていたクライアント 10 の機器認証鍵 K<sub>a</sub> とを組み合わせて暗号鍵 K<sub>a b</sub> を作成する（ステップ S106）。暗号化手段 16 はこの暗号鍵 K<sub>a b</sub> によりサーバ 50 から受信した平文 P を暗号化し暗号文 C を得る（ステップ S108）。この暗号文 C とクライアント端末50

10 の機器認証鍵  $K_a$  を送受信手段 80 を介してサーバ 50 に送信する（ステップ S 1  
10）。

【0042】

サーバ 50 の第 1 機器認証鍵読み取り手段 12A' は受信暗号文 C に添付されたクライアント機器認証鍵  $K_a$  を読み取る。復号鍵作成手段 54' は読み取られた機器認証鍵  $K_a$  と第 2 機器認証鍵記憶手段に記憶されているサーバ 50 の機器認証鍵  $K_b$  を組み合わせて復号鍵  $K_{ab}$  を作成し（ステップ S 112）、復号化手段 56' は、得られた復号鍵  $K_{ab}$  を用いてクライアント端末から送られた暗号文 C を復号して平文 P' を得る（ステップ S 114）。得られた平文 P' が、先にクライアント端末に送信した平文 P と一致するか平文比較手段（認証手段）72 により比較する（ステップ S 116）。平文 P, P' が一致しない場合は、暗号文 C を送信した相手側は、サーバーが前回送信で平文 P を送信したクライアント端末ではないとして、以降の通信を停止する。  
10

【0043】

平文 P, P' が一致していれば、暗号文 C を送信した相手側はサーバの機器認証鍵  $K_b$  を入手したクライアント 10 であると認証出来たことになり、以降の通信を続ける。サーバはクライアントに再度の認証手続を行う（図 5）。サーバ 50 の平文作成手段 70 は、前回送信した平文 P とは異なる平文 P 2 を作成する。クライアント 10 から送られてきたクライアント機器認証鍵  $K_a$  とサーバの機器認証鍵  $K_b$  とを用いて、この平文 P 2 を暗号化し暗号文 C 2 を作成し（ステップ S 118）、暗号文 C 2 とサーバ機器認証鍵  $K_b$  をクライアント 10 に送信する（ステップ S 120）。  
20

【0044】

クライアント 10 は受信した暗号文に添付された相手側機器認証鍵  $K_b$  と自己の機器認証鍵  $K_a$  とを用いて、改めて復号鍵  $K_{ab}$  を作成し（ステップ S 122）、得られた復号鍵  $K_{ab}$  で暗号文 C 2 を復号する（ステップ S 124）。復号できれば暗号文 C 2 を送信してきた相手側は、前回クライアントから送信した相手側（すなわちサーバ 50）であることが認証できる。復号できなければ前回クライアントから送信した相手側（すなわちサーバ 50）からの通信ではないものと判定できる。なお、暗号文 C 2 の復号に成功したかどうかは、復号鍵で復号したものが判読可能な意味のある内容であるかどうかで判断が出来る。平文 P 2 をテキスト文とした場合には、その暗号文 C 2 を正規に復号できなければ、意味のある文章が得られないばかりでなく、全て文字化けのテキストとして文章を構成しないことになる。このことから復号成功の判別が可能である。  
30

【0045】

クライアント 10 は復号して得られた平文 P 2' をサーバ 50 に送信する（ステップ S 126）。サーバ 50 は受信した平文 P 2' を直前の通信でクライアントに送った平文 P 2 と比較し、一致していれば、通信相手は通信開始時のクライアント 10 であることを認証できる（ステップ S 128）。

【0046】

この後、初めてサーバ 50 よりクライアント 10 に通信データが送信される。サーバ 50 は送信すべきデータを暗号鍵  $K_{ab}$  で暗号化し（図 7, ステップ S 130）、得られたデータ暗号文 C 3 をサーバ機器認証鍵  $K_b$  と共にクライアント 10 に送信する（ステップ S 132）。クライアント 10 では、送られてきた機器認証鍵  $K_b$  と自己の機器認証鍵  $K_a$  とを用いて改めて復号鍵を作成し（ステップ S 134）、データ暗号文 C 3 を復号する（ステップ S 136）。復号できれば相手側はサーバ 50 であると認証できる。  
40

【0047】

クライアント 10 は返信データを作成し、又は既に作成済みの返信データを用意し（ステップ S 138）、暗号文 C 3 に添付されてた相手側機器認証鍵  $K_b$  と自己の機器認証鍵  $K_a$  とを組み合わせて、再度暗号文を作成し、送信データを暗号化し（ステップ S 140）、得られた暗号文 C 4 を自己の機器認証鍵  $K_a$  と共にサーバ 50 に送信する（ステップ S 142）。

【0048】

サーバ50は送られてきたクライアント認証鍵Kaと自己の機器認証鍵Kbとで新たに復号鍵Kabを作成し、データ暗号文C4を復号する。復号したものが判読可能であれば復号成功であり、同時に相手側が通信相手のクライアント10であることを認証出来たことになる（ステップS146）。これまでと同様、相手側からの直前の暗号通信で送られてきた相手側機器認証鍵Kaを用いて暗号鍵Kabを作成してクライアントから要求されたデータを暗号化し（ステップS148）、得られたデータ暗号文C6をサーバ機器認証鍵Kbと一緒にクライアントに送信する（ステップS150）。クライアント10は、これまでと同様にして復号鍵作成（ステップS152）、データ暗号文C5の復号とこれに付随する相手側機器の認証を行う（ステップS154）。暗号文C5の復号と認証に成功したならば、前回同様の手順でデータ作成（ステップS156）、データ暗号化（ステップS158）を行い、得られたデータ暗号文C6を自己の機器認証鍵Kaと共にサーバ50に送信する（ステップS160）。

#### 【0049】

この後も、これまでと同様、相手側からの直前の通信で送られてきた相手側機器認証鍵を用いて、送信の度ごとに暗号鍵の作成、受信の度ごとに復号鍵の作成を行いながら、暗号通信を行う（ステップS162，164）。これにより暗号通信を行いながら、常に相手側が直前の通信を行った相手側電子機器であったかどうかの確認、認証が出来る。すなわち暗号通信の送受信ごとに相手側電子機器の機器認証を交互に行うことが出来る。暗号通信を傍受して、添付されていた機器認証鍵を入手しても暗号文の復号、データの暗号化を行うことが出来ない。これにより暗号通信の機密性を極めて高くすることが出来る。暗号通信に用いる暗号方式は共通鍵を用いたものであるから、高速な暗号化処理、復号化処理を行うことが出来、データを交互に高速に送受信することが可能である。

#### 【産業上の利用可能性】

#### 【0050】

以上のように本発明の暗号通信方法・システムでは、それぞれ機器固有の機器認証鍵を有する電子機器の間で、相手側機器認証鍵と自己の機器認証鍵を用いて作成した暗号・復号鍵を用いて秘密鍵暗号アルゴリズムにより送・受信データの暗号・復号化を行う。互いに、送信するデータを暗号鍵を用いて暗号化した暗号化データとし、この暗号化データと共に送信側の機器認証鍵のみを相手側に送信する。相手側電子機器では、受信した暗号化データに添付されていた相手側機器認証鍵と自己の機器認証鍵を用いて復号鍵を作成し、この復号鍵を用いて暗号化データを復号する。これにより、特定の相手側電子機器のみで復号可能な暗号文で暗号通信を行うことが出来る。また、暗号通信の送受信ごとに相手側電子機器の機器認証を交互に行うことが出来るので、通信の安全性が極めて高いものとなる。復号処理で使用する復号鍵は暗号鍵と同じ鍵となるので、復号化エンジンのアルゴリズムに複雑なものが必要なく、高速な復号処理が可能となり、高速通信における暗号通信が可能となる。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0051】

【図1】本発明の暗号通信方法の概念図

【図2】暗号側通信装置（第1の電子機器）の実施形態を示す概念図

【図3】復号側通信装置（第2の電子機器）の実施形態を示す概念図

【図4】暗号側通信装置（第1の電子機器）としてのクライアント端末と復号側通信装置（第2の電子機器）としてのサーバとの間で行われる1回目の認証工程を示す概念図であり、クライアント端末における送信データ暗号化工程と、暗号文を受信したサーバにおけるデータ復号化工程を示す図

【図5】サーバからの再認証工程を示す概念図

【図6】暗号通信開始時に電子機器間で行われる認証工程のシーケンスを示す図

【図7】認証後にも送受信ごとに交互に機器認証を行いながらの暗号通信を行うシーケンスを示す図

#### 【符号の説明】

10

20

30

40

50

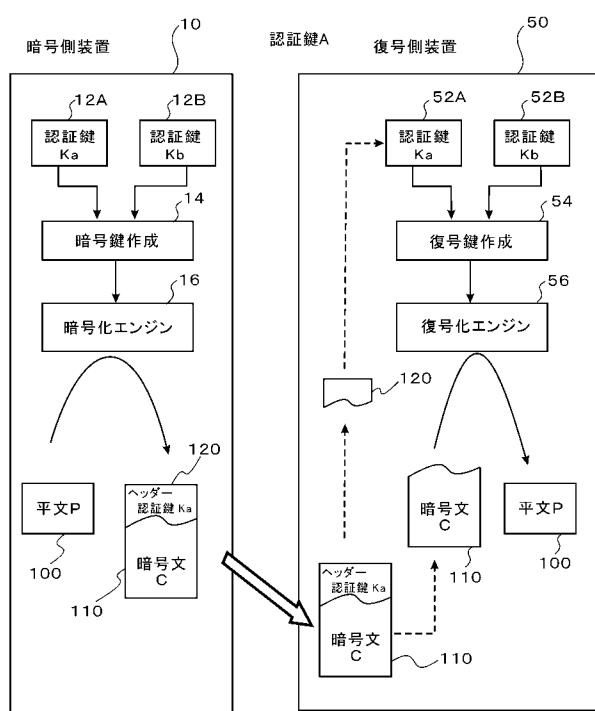
## 【 0 0 5 2 】

- 1 0 暗号側通信装置（第1の電子機器）  
1 2 A 機器認証鍵記憶手段  
1 2 B 機器認証鍵読取手段  
1 4 , 1 4 ' 暗号鍵作成手段  
1 6 , 1 6 ' 暗号化手段（暗号化エンジン）  
1 8 , 5 8 疑似乱数作成エンジン  
2 0 , 6 0 キー作成手段  
2 2 暗号鍵作成エンジン  
2 4 , 6 4 秘密鍵記憶手段  
2 6 亂数発生エンジン  
2 8 , 7 0 パスワード入力手段  
3 0 属性情報付加手段  
5 0 復号側通信装置（第2の電子機器）  
5 2 A 機器認証鍵読取手段  
5 2 B 機器認証鍵記憶手段  
5 4 5 4 ' 復号鍵作成手段  
5 6 5 6 ' 復号化手段（復号エンジン）  
6 2 復号鍵作成エンジン  
6 6 属性情報読み取り手段  
7 0 平文作成手段  
7 2 平文比較（認証）手段  
8 0 , 8 0 ' 送受信（指示）手段  
1 0 0 平文  
1 1 0 暗号文  
1 2 0 属性情報

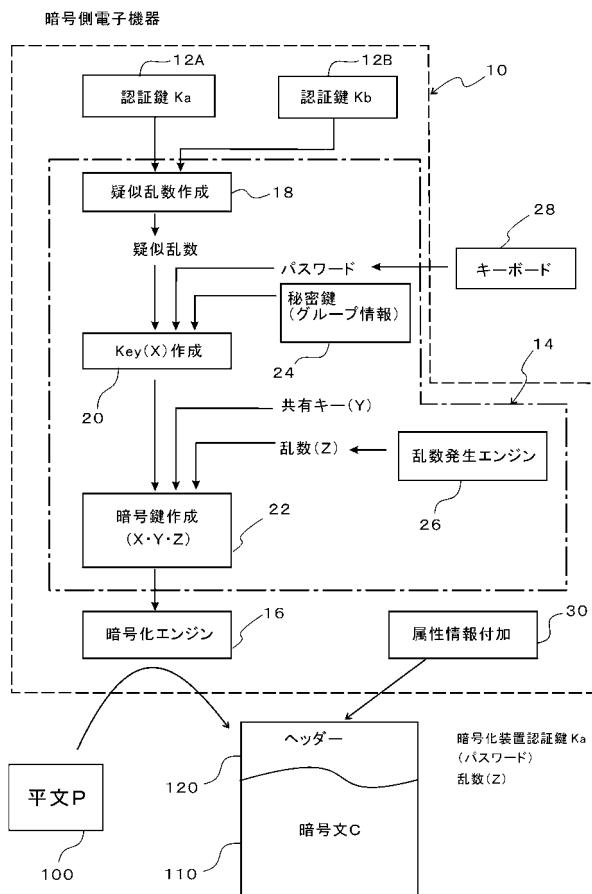
10

20

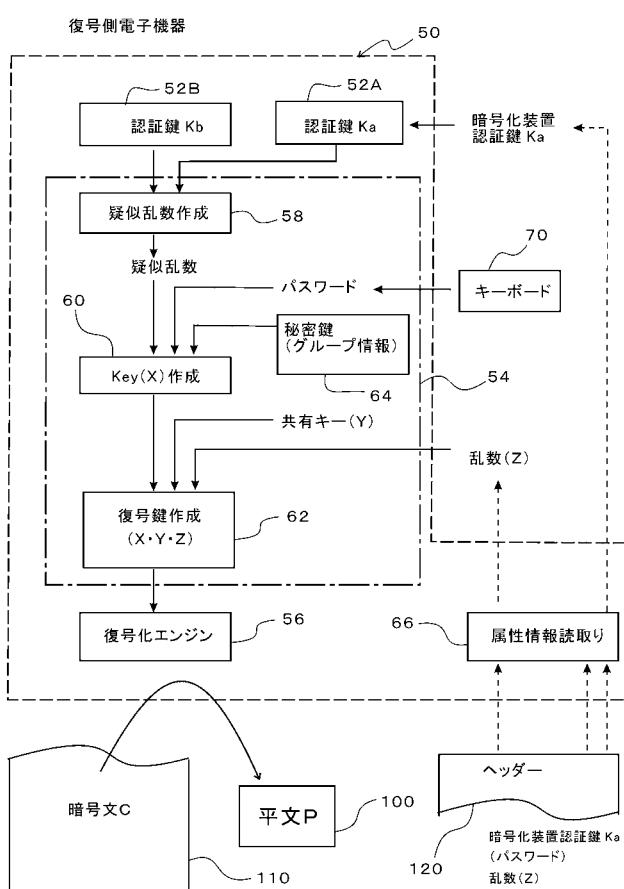
【図1】



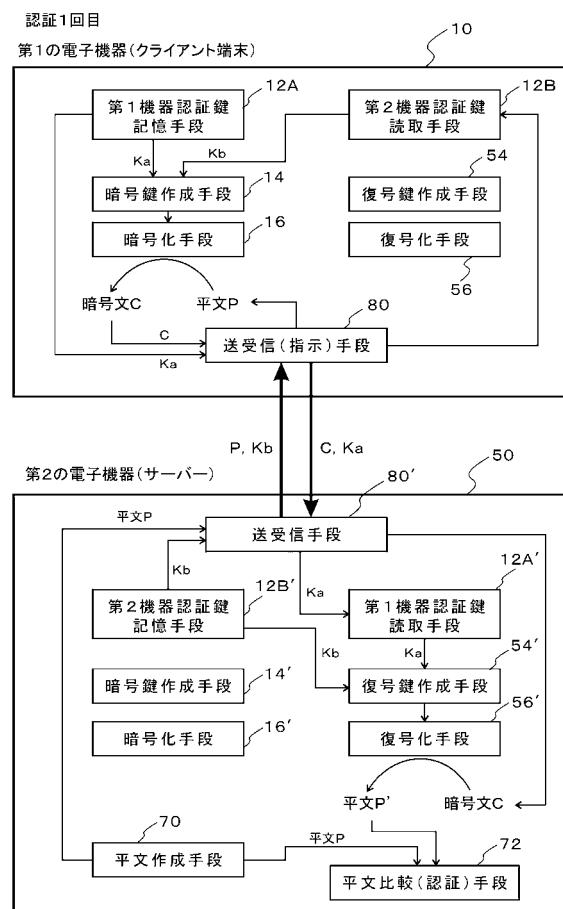
【図2】



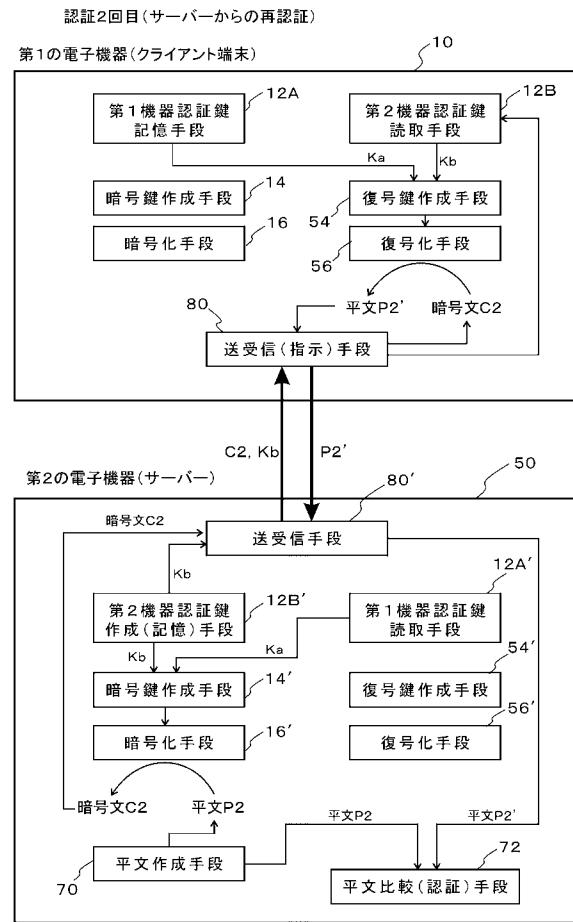
【図3】



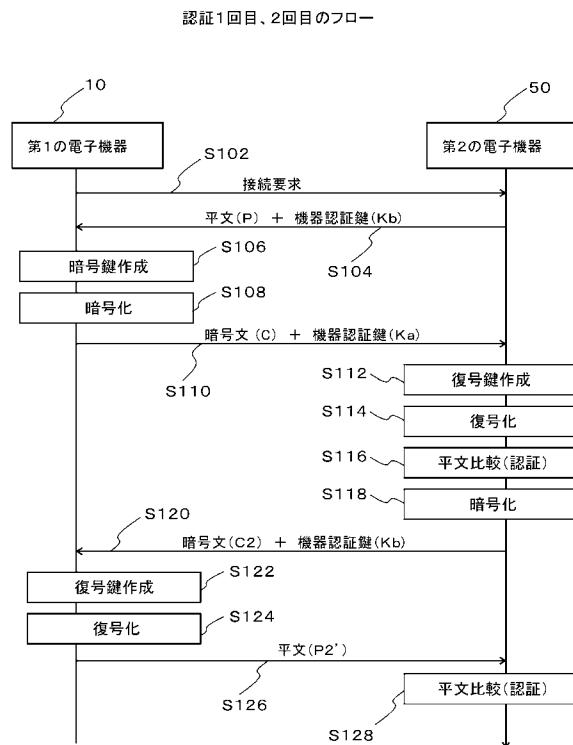
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】

